

改正

平成16年3月30日告示第134号

平成31年3月1日告示第17号

平成31年3月29日告示第61号

公民館整備事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 社会教育の振興と地域住民の融和を図るため町内会、自治会等（以下「団体」という。）が設置する公民館の新築及び増築等に要する経費について予算の範囲内で雫石町補助金交付規則（平成16年雫石町規則第2号）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築 新しく公民館を建設すること。
- (2) 改築 既設の公民館の一部を除去し、引き続き従前と構造及び規模を著しく異にしないで改良すること。
- (3) 増築 既設の公民館の床面積を増加させること。
- (4) 補修 次に掲げる改良を行うこと。
 - ア 既設の公民館の損傷部分に工作を加え、その原形を回復させること。
 - イ 公共下水道事業等の実施に伴う既設排水設備の改造
 - ウ イに定める改良に伴い行う環境の改善を目的とした改良
 - エ 高齢者又は障がい者が安全かつ円滑に利用できるよう公民館の使用上の支障を除去するための改良

(施設整備補助金交付の対象)

第3 新築しようとする公民館が補助金交付の対象として具備しなければならない要件は、次のとおりとする。

- (1) 団体に所属する世帯数が15世帯以上であること。
- (2) 建物の「延床面積」が50平方メートル以上であること。
- (3) 建物の内部構造が面積に応じて最低設けなければならない室数は、下表のとおりとする。

面積	50㎡～80㎡	81㎡以上
室数	1 集会室 2 図書資料室 3 便所	1 集会室 2 図書資料室 3 便所 4 事務室

(4) 他の目的の建物に併設しようとする場合においても前各号の要件をそなえていること。

(施設整備補助の基準・新築)

第4 前条の要件をそなえた団体に対して交付する補助金の基準は、次のとおりとする。

(1) 補助基準単価 建設面積3.3㎡について350,000円の額とする。(ただし、補助基準単価に満たないときはその額)

(2) 補助率等 建築に要する経費の3分の2以内とする。(ただし、最高額は、500万円を限度とする。)

(改築又は増築)

第5 既設の公民館に改築又は増築しようとする場合の基準は次のとおりとする。

(1) 補助基準単価 建設面積3.3㎡について350,000円の額とする。(ただし、補助基準単価に満たないときはその額)

(2) 補助率等 改築又は増築に要する経費の2分の1以内とする。(ただし、最高額は250万円を限度とする。)

(補修)

第6 既設の建物を補修したときは、実所要経費10万円以上を対象とし、その経費の2分の1以内とする。(ただし、最高額は125万円を限度とする。)

(申請書類)

第7 公民館を新築しようとする者(以下「申請者」という)は、公民館整備補助金申請書(様式第1号)、工事計画書(様式第2号)、収支予算書(様式第3号)、設計書及び設計図、建築確認通知書の写し、土地賃貸関係書類(該当する場合)を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 公民館を改築又は増築しようとする者(以下「申請者」という)は、公民館整備事業費補助金交付申請書(様式第1号)、工事計画書(様式第2号)、収支予算書(様式第3号)、設計書及び設計図、建築確認通知書の写しを町長に提出し、その許可を受けなければならない。

3 公民館を補修しようとする者（以下「申請者」という）は、公民館整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）、工事計画書（様式第2号）、収支予算書（様式第3号）、設計書及び設計図を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

（請求書類）

第8 第7の許可を受け、工事が完了した場合、工事实績書（様式第2号）、収支精算書（様式第3号）、工事契約書の写しを、町長に提出し完了検査を受け公民館整備事業費補助金請求書（様式第4号）により補助金の請求を行なうものとする。

（前金払等）

第9 補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めたときは、補助金前金払（概算払）請求書（様式第5号）により補助金の概算払又は前金払を請求することができる。

2 町長は、前項の規定による補助金前金払（概算払）請求書を受理した場合において、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めたときは、補助金の概算払又は前金払をするものとする。

附 則（平成16年3月30日告示第134号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月1日告示第17号）

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成31年3月29日告示第61号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

年 月 日

牟石町長 殿

申請者

公民館

館長

印

年度公民館整備事業費補助金交付申請書

年度において、次のとおり公民館整備事業を実施したいので牟石町補助金交付規則により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容（別紙工事計画書のとおり）
- 3 補助事業に要する経費の総額 金 円
- 4 交付を受けようとする補助金の額 金 円

※添付書類 建物の配置図、平面図及び立面図

平面図には各室ごとに用途別室名及び面積を記入すること。

工 事 計 画 （ 実 績 ） 書

施設の名称								
施設の設置地域名								
施設の所在地								
施設の所在地の属する小中学校名								
施設の利用範囲								
施設の利用人口数 男 人 女 人 計 人								
施設の利用世帯数								
建 物 及 び 敷 地 の 状 況	建 物	床面積	㎡	用 途 別 室 及 び 面 積	室の名称	室の数	室の面積	備 考
		総面積	㎡					
	敷 地	面積	㎡		会議室		㎡	
		所有地又は借地の別			図書資料室		㎡	
		所有権取得(予定)年月日	年 月 日		事務室		㎡	
		借地契約締結(予定)年月日	年 月 日		その他		㎡	
					合計		㎡	
工 事 費	総 額	本工事(予定)額	円	工事着工(予定) 年 月 日	年 月 日			
		付帯工事(予定)額	円	工事完了(予定) 年 月 日	年 月 日			
		計	円	直営、請負の別				
	3.3平方メートル平均単価	円	そ の 他 必 要 な 事 項					
摘 要								

- 備考 1 用途別室数及び面積は兼用とせず各室の面積を記入すること。
- 2 本工事額及び付帯工事額とも建築資材の持出し又は人夫等の労力奉仕がある場合、それぞれ資材費又は労務費（時価）に換算して計上すること。

様式第3号 (第7、第8関係)

収支予算(精算)書

1 収入

区 分	予 算 額	精 算 額	増 減	摘 要
町補助金	円	円	円	
地元負担金				
そ の 他				
合 計				

2 支出

区 分	予 算 額	精 算 額	増 減	摘 要
請 負 額	円	円	円	
整 地 費				
資 材 費				
労 務 費				
事 務 費				
そ の 他				
合 計				

年 月 日

雫石町長 殿

公民館

館長 印

年度公民館整備事業費補助金請求書

年 月 日付、雫石町指令第 号で補助金の交付決定の通知があった
年度公民館整備事業が完了したので、工事実績書及び収支精算書を添えて次の
とおり補助金の交付を請求します。

零石町長

様

住所

氏名

印

補助金前金払（概算払）請求書

年 月 日付け零石町指令第 号で交付決定のあった 補助金について、零石町補助金交付規則第12条第1項の規定により、次のとおり補助金の前金払（概算払）を請求します。

記

- | | |
|--------------------|---|
| 1、補助金交付決定額 | 円 |
| 2、補助金受領済額 | 円 |
| 3、今回請求額 | 円 |
| 4、残額 | 円 |
| 5、前金払（概算払）を必要とする理由 | |